

第3回接続政策委員会 議事概要

日時 平成21年4月14日(火) 16:00~18:00
場所 共用1101会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員、
関口委員、藤原委員、森川委員、和久井委員
総務省 武内電気通信事業部長、淵江事業政策課長、
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐、
大矢料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|--|
| <p>① <u>電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について</u>
○ 総務省から資料説明が行われた後、討議が行われた。</p> |
|--|

【主な発言等】

1. FTTxサービス

相田委員：転用する場合、NTTと他事業者のPOI（分界点）はどこか。

事務局：引き通しの場合、キャビネットボックスを外壁に付けて、POIとするのが1つの考え方。屋内配線部分の所有権については、ルール化の中で検討が必要。

相田委員：壁のところはトラブルが起こりやすい。管理部門と利用部門で、どちらの責任部分なのか、はっきりさせるべき。メタルと比べて、光になって新たに顕在化した問題は何か。

事務局：事業者サイドで顕在化した問題として、東西の局舎内でキャリアチェンジすることが難しくなり、利用者宅で工事することが必要となっていることなどが挙げられる。

相田委員：サブアンバンドルについて、現状、上部が無いとNTTが保守対応できない仕組みなのは理解しているが、技術的には下部区間だけ切って使った方がいいのではないか。

NGNになった時は、NTTは上部・下部共に光でやるつもりなのか。人口が少ない地域などはFTTRが有効なので、上部のメタルを残さなくても、障害切り分け・メンテナンスできる体制を作ることは大事ではないか。

酒井主査代理：クロージャに、故障箇所特定を行う装置が付いていないのか。

事務局：NTT東西の局舎から信号を飛ばして、どこが故障しているか判断するので、上下繋がっていないと故障箇所の特定が難しい。一カ所でまとめて遠隔保守をした方が、コスト減という面もあるので、遠隔保守でやっているというところ。

酒井主査代理：屋内配線について、外壁と内壁の間の線は、NTTの利用部門の設備とのことだが、この部分をマンションが所有していることもあるのか。

事務局：従来多かったVDSL方式だと、設置がNTTでも、所有権をマンションに移す場合があり、必ずしも所有と設置は一体ではない。最近では、光配線方式で、NTTの設置が増えてきている。

酒井主査代理：転用ルールは、総務省が関わることなのか。

事務局：屋内配線についてルールがないと、囲い込み効果でキャリアチェンジの障害になるという意見がある。取り決めの内容は事業者で決めることだが、加入者に一番近い所を握っていることについて、どう考えるかという問題だと思う。

佐藤委員：ユーザから見ると、転用可能なのになぜ工事をやり直すのか疑問。

屋内部分の転用ルールについての新しい整理があってもよいと思う。引込み線と屋内配線の、指定電気通信設備の上での位置付けは、転用ルール自体とリンクして考える必要はあるのか。

事務局：屋内配線が一種指定設備なら、接続ルールの対象になるので、転用する場合の手続きも約款に規定することになる。利用部門の設備なら、ビジネスベースとなり、接続ルールの対象外となる。

佐藤委員：所有権の所在により、整理が難しいが、固定端末伝送路の設備として、屋内配線も、接続の対象になるのではと思う。工事費用の所で、引込線と屋内部分の部分が一定でない点も、あわせて議論が必要ではないか。

相田委員：電電公社の時代は、配線を利用者が変えられなかったが、その後、モジュラージャックの前後で配線変更できるようになった。また、NTTになって、設備そのものを買取ることができるようになった。マンション型は、それが進んだ状態に近く、利用者所有になっているケースがある。

そもそも事業者設備が望ましいのか、利用者設備が望ましいのか、誘導することも必要。誰がどういう権限を持っているのか、勝手に配線変更して良いのか、整理する必要があるのではないか。

東海主査：今までは外壁が、技術的な意味においても、その他の点でも、整理しやすい壁だったが、今は多様な配線が可能になる時代になってきている。外壁・内壁という物理的な決めで整理しきれない場合もあるので、所有権で壁を作る、という考え方もあるのかもしれない。

事務局：ルールとの関係でいうと、電気通信事業者の資産以外は、事業法の対象外となるので、所有権は重要なポイントとなる。

東海主査：マンションにおいて、建てる時に外壁の中に作ってしまっている配線は、外でルールを考えるべき。戸建てについては、中の方まで手を加えていくと、事業者間の問題が生じる。一種指定にするか否かの話は1つ先の話だが、まず何らかのルールの整備がないと混乱がおきる。バーチャルな壁、ということで整理が可能だろうか。

森川委員：仮に屋内配線の転用を推奨する場合、理想的な形態は何なのか。これからの人には新しい形態を推奨し、今あるものは暫定的に措置する、といった整理もありうる。

酒井主査代理：もし屋内配線がマンションの資産であれば、NTTでもKDDIでも繋げば良い話だが、そうでない部分についてはどうするか。

東海主査：屋内配線は、指定問題を含めた整理、という構成が見えてきた。ドライカップのサブアンバンドルについてはどうか。暫定的なものだろうか。

相田委員：理想的な形態で言うと、設備競争で頑張っている事業者には怒られるかもしれないが、別々の事業者の線が電柱に何本も引かれていて、調整に手間取るというのは、利用者の観点からは好ましくない。

最後はメタルから光になるのだろうが、サブアンバンドルのような配線形態が向いている場所もあるのではないか。上部を残さなくても使えるようにすべき。き線点RTも、アイデアとしては似たようなもの。コストは生じるのだろうが、利用者利便を考えると、必ずしもマイナスにはならない。

東海主査：1つの手法として、FTTRで未利用部分を使ってくれるということになれば、促進すべき場合もある。

酒井主査代理：下部を使っても、上部が余るので、接続料全体としてはどちらが良いのか。

相田委員：NTTは、最後の100mしか使っていない線について、上の数Kmのメンテナンスを、本当に続けていくのか。

佐藤委員：下部しか使わないと、上部が余ることについて、負担の問題なのか。上部がいらないと結論づけることで、大きく整理が変わるのか。

事務局：ソフトバンクは、ドライカップ接続料を安くして、ユーザ料金を安く設定したいので、使っている下部に限定したメニューにしてほしいという要望。

佐藤委員：上部がなくてもいいという発想だと、何か変わるのか。資産を一括除却してしまうのか。

事務局：上部の未利用分は、使っていなくても、減価償却費や保全費が発生している。右下の絵の、左上の部分は、FTTRの有無に関わらず、影響がないが

赤い部分のドライカップ全体の原価は、その分減ることになる。

相田委員：以前 NTT がやろうとした、πシステムに近い。き線点まで光で持って行って、電柱に設備を置いて、下はワイヤでよいということだった。

現行の遠隔保守を続けるならば、上部の、メンテナンス以外に使われていない線を維持する必要がある。VDSL 自体、長続きせずに置き換えられてしまう可能性もあるが、VDSL について、追加の装置を置いて、NTT 側から見えるようにして下さい、と事業者間で取り決める程度で済まないのか。

森川委員：国として、どういうネットワークが良いのか。FTTR を将来的にも残したければ、上部区間を無くす方向にして、NTT 研究者に、上部がなくても下部の保守ができる仕組みを考えてもらう。あるいは、FTTR が暫定的なものだとすると、メタル回線を巻き取って光にしていく、そういう整理ではどうか。

和久井委員：国が設計するのではなく、ユーザに選ばせるという考え方もありうるのではないか。FTTR というサービスが良いものなら、客がたくさんつく。その後、いつから光にするかは市場が決める。もっとも、FTTR が存続してしまうと、ドミナントの NTT は思うように FTTH のシェアをあげる行動がとれず、FTTR の成長を阻害する行動をとり、市場の機能が正常に働かない状況になるかもしれない。そういう場合は接続ルールなどを適用し、「市場が選択する」という状況を確保していくアプローチもありうるのではないか。

佐藤委員：後者はマーケットに方向付けを委ねるという話。ただ、国がコンセンサスを得られる方向に誘導する、というやり方もある。上部と下部がセットになった形態を残す必要があるのか。ユーザに近い所で、代替的にできないのか。それがあまりにコストがかかるなら、上部を残すという選択肢が復活するが、別のやり方ができないか、NTT に考えて頂きたい。

酒井主査代理：FTTR がメジャーになるならあり得るが、マイナーに留まるならば、そのために新しい保守形態を作るのはいかがか。また、ユニバーサルサービスの問題が出てくる。上の線を取り払ってから、後でまた引いてくれと言われても厳しいだろう。

相田委員：き線点 RT が入っているところは、同じような状況ではないのか。

佐藤委員：ユニバで、メタルを残さないといけないところがあるか。

事務局：メタルの電話がユニバーサルサービス。上部のメタル回線は、ユニバーサルサービスの提供を確保する上で、存置が求められている部分がある。

2. DSL サービス

相田委員：回線名義人と、料金請求書を受け取る人は、どういう契約関係なのか。名義人が亡くなったりしても、送り先だけ変わってしまうケースが多いと思うが、約款上は問題ないのか。

事務局：契約関係は、電話加入権の名義人が、NTTから役務を受ける権利を有するもの。料金送付先に対する権利義務は発生しない。

相田委員：名義人に対してサービス提供しているのに、別の人に対して料金請求することの、根拠は何なのか。名義人と料金送付先の人の中に、何らかの責任関係が存在するのではないか。

事務局：NTTの契約の相手先は、あくまで名義人だが、電話加入権の名義人と送付先のどちらがお金を払うとしても良い。

相田委員：名義人が亡くなっていて、亡くなった人にサービス提供することは、法的に問題はないのか。

佐藤委員：利用者と所有者がいて、利用者はサービスにお金を払って、サービスを選べる。DSLについては、利用者がサービスを選ぶときに、所有者でない場合に決定できない。なぜ違いがあるのか。

相田委員：電話に留守番サービスを付け加えるときは、名義人の許諾なくできるが、ラインシェアリングだとできなくなる、というように聞こえる。

事務局：形式的には、例えばプッシュホンの契約は、名義人が追加契約を申し込んでいる形になる。

相田委員：携帯ではサービス変更するときに、別の人が行くと委任状を要求されることと比べて、名義人が違うのにサービス変更出来るのはおかしいのではないか。NTTの、名義人と料金送付先との間の権利義務関係について、整理してほしい。

事務局：プッシュホンは、名義人本人しか契約できないので、電話などで聞いて、本人確認を行い、その上で契約をする。追加契約でも、契約するのはあくまで名義人。ただ実際お金を払うのは、本人でもいいし、違う人でも良い。

佐藤委員：その考え方は変えられないのか。

事務局：加入権本人の権利保護をどう図るか、という問題。

酒井主査代理：名義人以外がお金を払っているということは、送付先の人の名義人に贈与している、と理解すれば良いのか。

東海主査：そういう整理はしていない。

相田委員：この整理はライトプランでも変わらないのか。

事務局：確認する。

佐藤委員：競争上、ユーザに面倒なことが起こっているのを、解決が必要とは思いますが。名義人のそもそもの整理がおかしいのではないか。

相田委員：今から、請求書先に一斉に契約替えをさせるというのも大変。加入権が残っているので、どう整理するのか。

佐藤委員：根本的な考えまで変えられないなら、余計な手間がかかることはよくないから、ここで提案されている点を議論するのも手である。

藤原委員：P19、①回線名義人と不一致であるという通知を受け取ると、一体名義人は誰かという疑問を生じさせる。相続なら単純だが、色々なケースがある。個人情報観点から、誰かは分からないがあなたは違う、と言われても、手続きが進められないので、それだけでは事態を收拾できるか疑問。②は問題ないと思うが。

関口委員：①はあらぬトラブルを生じさせるのではないか。

事務局：青字の①で、東西から限定なく2千万通送っているが、それに比べると対象が絞れるという相対的効果がある。

相田委員：請求書送付先には実際どんな文面を出しているのか。回線名義人と料金送付先が別なのは、自然なのか、イレギュラーで統一すべきなのか。

事務局：一致が基本なので、名義人の洗い替えを検討しているもの。

関口委員：現在、送付の実績があるのはご案内レベル、と理解した。以前、設置負担金の関連で、権利としての電話加入権は消滅しないという議論を、財産権との関係で行ったが、ラインシェアリングとの関係は議論しなかった。

NTT東西は、電話加入権の所有者に対してサービス提供する際に、名義の変更をチェックしないで、サービス提供を継続してきたのだろうが、他社が番号にひもづけてサービスを追加しようとする、名義をチェックするのは、同等性が担保されていない。NTT東西の慣行はそのまま、他事業者のDSLは新しく整理するのは、平衡を欠くのではないか。

酒井主査代理：電話加入権が財産ならば、単なる使用者が、自分の名義にすることはできないのではないか。

関口委員：施設設置負担金は、現預金の預かりではなく、設備投資資金が足りなかった時代に、回線設置の積滞問題から、みなさんが設備投資の一部を負担するという形であり、もう電線に化けてしまっている。基本料等委員会では7万2千円を半額にする際には、電話を利用する権利と財産の価格の保証ということはリンクしないというところまでは議論した。

東海主査：その後、電気通信市場としては伸びたから良かったが、歪みが出ている。IP化・ブロードバンド化の中で整理を期待しているが、現時点では整理しにくい理屈も残っている。引き続き議論していきたい。

3. ネットワークインフラの利活用

相田委員：WDM装置は高くつくのか。WDMをつけるといくらかかるか、典型的な場合のサンプルはないのか。

事務局：中継ダークはメートル単位で設定し、WDM装置も含めた料金となる。どのような形で高い安いを比較するか、検討が必要。

相田委員：接続料について、どういう方式で計算するかによるが、ダークを生

で借りた方が使い勝手が良いので、効用料金としては高くあるべき。だが現実には、分子がWDMの分高くなる。NTTも、1本のダークを他の人とシェアして、自分も安くなるなら、駄目という理由もないのではないか。

酒井主査代理：1波長で送信するとき、WDMは固定コストで、ファイバは距離比例なので、距離が長いときはWDMの方が得となる。WDM装置をつけるかどうか、 $y=x+b$ といった式でコストを比較してはどうか。

東海主査：コスト問題だけではなく、設置を義務化することの問題もある。

酒井主査代理：ファイバを1本引くのと、WDMを1つ付けるのは、ある意味同じで、WDMの1波長を、利用率から全体あるいは前後でならず。既設のWDMで波長が余っている場合は、素直な整理ができると思う。

和久井委員：WDMの既設区間と、異経路情報の確認について、規制の有無と、コストについて教えてほしい。

事務局：WDMについて、事前の情報開示はやっていない。個別要望はコンサルティングがあり、約款に書いてある。異経路構成の確認のための費用は、約款の対象になるが、約款に規定されておらず今のところ実費で請求していると聞いている。コストは、異経路構成でいうと、何区間確認するかによるが、3桁の区間をお願いして、数百万の料金と聞いている。

4. 全般に

藤原委員：屋内配線の転用について、一種指定の議論を行うほどのことなのか。

事務局：ビジネススペースの協議でうまくいかない場合は、ルールとして整備を検討するが、そのためには屋内配線の法的位置付けの整理が必要。

東海主査：固定通信は、大枠の制度は固まっている中で、利用者に近い部分について多様な形態で出始めており、利便性を高められないケースがある。

藤原委員：屋内配線を全てNTTが処理する問題なら分かりやすいが、マンションの屋内配線の所有者は様々。それらをまとめて一種指定という議論ができるのか。

佐藤委員：事業者以外が所有しているものは、事業法の外。転用してユーザ利便が高まるルールができればよいが、最後には、一種なりコロケーションなりで、ルールを法律的な枠組みに乗せる整理が必要になる。

相田委員：引っ張れば抜けてしまうような区別のない屋内配線を、指定設備か否かの線引きとして使うのは自然なのか。利用者設備とする整理もあるのではないか。

東海主査：今日結論づけるものではなく、引き続き議論頂きたい。

以上